

## 泉南市建設工事等指名停止要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、泉南市が発注する建設工事、設計・測量・役務提供等の委託業務、及び物品購入等(以下「建設工事等」という。)について、契約事務を適正に行うため、指名競争入札及び随意契約(以下「入札等」という。)の参加資格を有する者(以下「有資格者」という。)に対する指名停止等の措置に関し必要な事項を定める。

### (指名停止)

第2条 市長は、有資格者である個人又は法人である有資格者の代表者(受任者がある場合はその責任者)若しくはその役員、又はそれらの使用人(以上を総じて「代表者等」という。)が別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、当該措置要件に係る期間について、泉南市建設工事指名業者等選考委員会(以下「委員会」という。)の議を経て、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 指名停止期間は、措置要件に該当する事実を認定した日から起算する。

### (下請負人及び共同企業体等に関する指名停止)

第3条 市長は、前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、委員会の議を経て、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、委員会の議を経て、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条又は第1項の規定により指名停止を行った有資格者を構成員に含む共同企業体について、委員会の議を経て、当該有資格者と同一の期間の指名停止を行うものとする。

4 前第2項及び第3項の規定は、事業協同組合の指名停止についても準用するものとする。この場合において、同項中「共同企業体」とあるのは「事業協同組合」と、「構成員」とあるのは「関係組合員」と読み替えるものとする。

### (指名停止期間の特例)

第4条 市長は、有資格者又はその代表者等が別表に掲げる措置要件の2以上に該当するときは、該当する期間を合算した期間について、当該有資格者に対して指名停止を行う。ただし、その期間が3年を超えるときは3年とする。

2 市長は、有資格者が指名停止期間中に当該有資格者又はその代表者等が別表に掲げる措置要件に該当したとき(ただし、同一の事案により措置要件に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める期間にすでに措置されている指名停止期間の残期間を加算した期間について、当該有資格者に対して改めて指名停止を行う。ただし、その期間が3年を超えるときは3年とする。

3 次項に掲げる場合及び同一の事案により措置要件に該当する場合を除くほか、市長は、指名停止措置を受けた有資格者(以下「指名停止業者」という。)が当該指名停止期間の満了後1年を経過するまでの間に、当該有資格者又はその代表者等が新たに別表に掲げる措置要件に該当したとき、又は第9条に規定する警告又は注意の喚起を受けた日

から1年を経過するまでの間に、当該警告もしくは注意の喚起の原因となった別表各号の措置要件に該当することとなったときは、委員会の議を経て、当該期間の1.25倍の期間について、当該有資格者に対して指名停止を行う。ただし、その期間が3年を超えるときは、3年とする。

4 市長は、別表第6号から第8号までの措置要件による指名停止業者が当該指名停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、当該有資格者又はその代表者等が新たに別表第6号から第8号までの措置要件に該当したとき（同一の事案により措置要件に該当する場合を除く。）は、委員会の議を経て、当該期間の1.5倍の期間について、当該有資格者に対して指名停止を行う。ただし、その期間が3年を超えるときは、3年とする。

5 当該有資格者又はその代表者等が別表に掲げる措置要件に該当し、極めて悪質な事実があると認めるときは、委員会の議を経て、当該期間の2倍の期間について、当該有資格者に対して指名停止を行う。ただし、その期間が3年を超えるときは、3年とする。

6 市長は、別表第7号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第10項から第12項までの規定に基づく課徴金減免制度が適用され、当該有資格者の申出により課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたときは、委員会の議を経て、別表第7号に定める期間の2分の1の期間に短縮することができる。この場合において、課徴金減免制度が適用された事実が指名停止期間の2分の1を経過後に明らかになったときの指名停止期間は、当該事実が確認できた日までとする。

7 市長は、指名を停止すべき事由の生じた有資格者又は指名停止業者について、情状酌量すべき特別の事情があると認めるときは、委員会の議を経て、当該措置期間の2分の1まで期間を短縮することができる。

#### （指名停止の解除）

第5条 市長は、指名停止業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、委員会の議を経て、当該指名停止業者にかかる指名停止を解除するものとする。

#### （指名停止の継承）

第6条 合併等により指名停止業者から営業を実質的に承継したと認められる有資格者は、当該指名停止業者の指名停止期間を引き継ぐものとする。

#### （措置の内容）

第7条 市長は、指名停止業者に対し次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- （1） 建設工事等の契約のため指名を行うに際し、指名停止業者を指名しない。又現に指名停止業者を指名しているときは、指名を取り消すものとする。
- （2） 指名停止業者は、随意契約の相手方となることはできない。ただし、災害時の応急工事、特殊技術を要する建設工事等でやむを得ない事由があるときはこの限りでない。
- （3） 指名停止業者は、本市発注の建設工事等について、下請負人又は契約保証人となることができない。ただし指名停止前に下請負人又は契約保証人になっており、かつ、これを除外することによって当該建設工事等の履行に支障があると認められるときはこの限りでない。

#### （指名停止の通知）

第8条 市長は、第2条又は第3条の規定により指名停止を行い、第4条第3項及び同条

第4項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第5条の規定により指名停止を解除したときは、有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

(指名停止に至らない事由に対する措置)

第9条 市長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の議を経て、当該有資格者に対し、文書又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名回避)

第10条 市長は、有資格業者又はその代表者等が別表に掲げる事由に該当する恐れがあると認められるときは、委員会の議を経て、その事実が確認されるまで当該有資格者に対する指名回避を行うことができる。

2 第5条、第6条、第7条及び第8条の規定は、前項の規定により指名回避を行う場合について準用するものとする。

(指名停止の公表)

第11条 市長は、指名停止に関する情報を原則として公表するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が委員会の議を経て定める。

附則 (平成15年7月28日泉南市告示第39号)

- 1.この要綱は、平成15年7月28日から施行する。
- 2.泉南市建設工事指名停止要綱及び泉南市建設工事指名停止要綱運用指針(平成11年1月5日施行)は廃止する。
- 3.改正前の泉南市建設工事指名停止要綱の規定によりされた指名停止については、この要綱によりされた指名停止とみなす。

附則 (平成18年1月27日泉南市告示第8号)

- 1.この要綱は、平成18年1月27日から施行する。

附則 (平成23年4月1日泉南市告示第19号)

- 1.この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則 (平成24年2月1日泉南市告示第8号)

- 1.この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附則 (平成27年7月31日泉南市告示第91号)

- 1.この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

別 表

措 置 要 件	期 間
<p>【 1 虚偽記載】 本市発注の建設工事等の契約に関して、次の(1)又は(2)の書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>(1) 入札参加資格審査申請書及びその添付書類 (2) 建設業法第 24 条の 7 第 1 項に規定する施工体制台帳その他入札前、入札後に提出する関係書類</p>	<p>6 月 6 月</p>
<p>【 2 入札等】 代表者等が本市発注の建設工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の(1)から(3)のいずれかに該当するとき</p> <p>(1) 契約、入札等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合 (2) 入札等において、落札又は決定したにもかかわらず、代表者等の責により契約を締結しなかったとき ア 入札の場合 イ その他の場合 (3) 落札者の契約締結又は契約者の契約の履行を妨げたとき</p>	<p>1 年 6 月 3 月 1 年</p>
<p>【 3 契約の不履行等】 有資格者が本市発注の建設工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の(1)から(5)のいずれかに該当するとき</p> <p>(1) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき (2) 契約の履行が契約の相手方の責により遅延したとき (3) 過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき (4) 工事成績が著しく不良のとき ア 工事成績点が 4 1 点以上 5 0 点未満 イ 工事成績点が 3 1 点以上 4 0 点以下 ウ 工事成績点が 3 0 点以下 (5) その他契約内容に違反する事実があったとき</p>	<p>1 年 3 月 3 月 3 月 6 月 1 年 3 月</p>
<p>【 4 監督等の妨害】 代表者等が本市発注の建設工事等について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 に規定する監督若しくは検査の実施、若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)第 15 条に規定する点検の実施の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げたとき</p>	<p>1 年</p>
<p>【 5 建設工事等の安全管理】 有資格者が本市発注の建設工事等の施工に当たり安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)から(3)のいずれかに該当することとなったとき</p> <p>(1) 公衆に次の被害又は損害を与えたとき ア 死亡者の発生 イ 負傷者の発生又は建物等の損傷 (2) 工事関係者に次の被害を与えたとき ア 死亡者の発生 イ 負傷者の発生 (3) 本市発注の工事等以外の建設工事等の施工に当たり多数の死者を出すなど、社会的及び経済的に著しく大きい損失を与えたとき</p>	<p>1 年 6 月 6 月 3 月 3 月</p>

<p><b>【 6 贈賄行為】</b>          代表者等が次の(1)又は(2)の者に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき</p> <p>(1) 本市職員          (2) 本市職員以外の公共機関の職員              ア 大阪府内の公共機関              イ 大阪府外の公共機関</p>	<p>2年          1年          6月</p>
<p><b>【 7 独占禁止法違反行為】</b>          有資格者が独占禁止法に違反し、次の(1)から(3)のいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 公正取引委員会から告発を受け、又は逮捕されたとき              ア 本市発注の建設工事等              イ 大阪府内の公共機関発注の建設工事等              ウ 大阪府外の公共機関発注の建設工事等</p> <p>(2) 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき              ア 本市発注の建設工事等              イ 大阪府内の公共機関発注の建設工事等              ウ 大阪府外の公共機関発注の建設工事等</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるものほか、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき              ア 大阪府内の建設工事等              イ 大阪府外の建設工事等</p>	<p>2年          1年          6月          1年          6月          3月          6月          3月</p>
<p><b>【 8 談合等】</b>          代表者等が次の(1)又は(2)に該当する建設工事等に関し、偽計入札又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき</p> <p>(1) 本市発注の建設工事等          (2) 他の公共機関発注の建設工事等              ア 大阪府内の公共機関              イ 大阪府外の公共機関</p>	<p>2年          1年          6月</p>
<p><b>【 9 建設業法違反】</b>          有資格者又は代表者等が次の(1)から(3)のいずれかに該当することとなったとき</p> <p>(1) 建設業法に違反し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき          (2) 建設業法第28条に規定する処分を受けたとき              ア 営業停止              イ 指示</p> <p>(3) 建設業法第29条に規定する処分を受けたとき              ア 第1項第2号、第5号又は第6号に基づく許可の取消し              イ 第1項第1号又は第3号に基づく許可の取消し</p>	<p>1年          6月          3月          6月          3月</p>
<p><b>【 10 暴力行為等】</b>          代表者等が次の(1)又は(2)の者に対して行った暴力行為等により逮捕、書類送検又は起訴されたとき</p> <p>(1) 本市職員          (2) 本市職員以外の者</p>	<p>2年          6月</p>

<p>【11 その他法令違反等】</p> <p>前各号に掲げる場合のほか、有資格者又はその代表者等が次の(1)から(4)（ただし、使用人は(3)を除く）のいずれかに該当することとなったとき</p> <p>(1) 業務に関し、各種法令に違反し、監督官公庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表されたとき</p> <p>(2) 業務に関し、各種法令に違反し、禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により、逮捕、書類送検又は起訴されたとき</p> <p>ア 本市発注の建設工事等</p> <p>イ 大阪府内の公共機関発注の建設工事等</p> <p>ウ 他の建設工事等</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>(4) 泉南市暴力団排除条例（平成25年泉南市条例第18号）第8条第2項の規定に基づく誓約書を提出しなかったとき</p>	<p>3月</p> <p>1年</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>1月</p> <p>3月</p>
<p>【12 経営不振】</p> <p>有資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	<p>2年以内で委員会の議により決定する期間</p>
<p>【13 その他】</p> <p>前各号に掲げる場合のほか、代表者等がその業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	<p>2年以内で委員会の議により決定する期間</p>